

平成 27 年 12 月
防 衛 省

防衛省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則及び防衛大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する省令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令の制定について

防衛省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成 15 年内閣府令第 69 号）及び防衛大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する省令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成 19 年内閣府令第 10 号）は、行政機関等に係る申請、届出その他の手続等について、書面によることに加え、オンラインでも行うことができるようにするため、必要な事項を定めた省令です。

今般、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 25 年法律第 28 号）の施行に伴い、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成 14 年法律第 153 号）の題名の改正等所要の改正が施行されることから、これを受けて、防衛省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則及び防衛大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する省令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正を行いました。

防衛省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則第 3 条第 3 項第 2 号、防衛大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する省令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則第 3 条及び第 4 条の改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 31 条の規定による電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律の改正に伴い、法律の題名が「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律」から「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」に、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律第 3 条第 1 項に規定する「電子証明書」が「署名用電子証明書」に改められたことに伴うものであり、いずれも他の法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理であることから、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 39 条第 4 項第 8 号に該当するため意見公募手続を実施しませんでした。

今後とも防衛省・自衛隊に御協力いただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

【問合せ先】

○ 防衛省整備計画局情報通信課

〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町 5-1

TEL：03-3268-3111（内線 22006）